## 議案第 39 号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

多可町長 戸田善規

### 多可町課設置条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町課設置条例(平成 17 年多可町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び局(以下「課等」という。)」を削り、「経営企画課」を「プロジェクト推進課」に改める。

第2条中「課等」を「課」に改め、同条総務課の項及び経営企画課の項を次のように改める。

### 総務課

- (1) 総務に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 財政に関すること。
- (4) 管財に関すること。
- (5) 広報広聴に関すること。
- (6) CATVに関すること。
- (7) 行政企画に関すること。
- (8) 行財政改革に関すること。

### プロジェクト推進課

- (1) 庁舎等建設に関すること。
- (2) 公的施設等改革に関すること。
- (3) 電子行財政推進に関すること。
- (4) 地域情報に関すること。
- (5) その他町長特命に関すること。

附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(多可町議会委員会条例の一部改正)

2 多可町議会委員会条例(平成 17 年多可町条例第 203 号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「経営企画課」を「プロジェクト推進課」に改める。

(多可町総合計画審議会設置条例の一部改正)

3 多可町総合計画審議会設置条例(平成 18 年多可町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経営企画課」を「総務課」に改める。

## 多可町課設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改正
○多可町課設置条例	○多可町課設置条例
平成17年11月1日条例第7号	平成17年11月1日条例第7号
〔注〕平成20年3月から改正経過を注記した。	〔注〕平成20年3月から改正経過を注記した。
改正	改正
平成18年3月27日条例第9号	平成18年3月27日条例第9号
平成20年3月27日条例第18号	平成20年3月27日条例第18号
平成21年3月27日条例第16号	平成21年3月27日条例第16号
平成22年3月18日条例第1号	平成22年3月18日条例第1号
平成24年3月30日条例第1号	平成24年3月30日条例第1号
多可町課設置条例	多可町課設置条例
(課等の設置)	(課等の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、
多可町に次の課 <u>及び局(以下「課等」という。)</u> を設置する。	多可町に次の課を設置する。
総務課	総務課
経営企画課	プロジェクト推進課
地域振興課	地域振興課
生涯学習課	生涯学習課
税務課	税務課
住民課	住民課
生活安全課	生活安全課
健康福祉課	健康福祉課
産業振興課	産業振興課
建設課	建設課
上下水道課	上下水道課
会計課	会計課
(事務分掌)	(事務分掌)

現 行	改正
第2条 課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	第2条 課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
総務課	<u>総務課</u>
<u>(1) 総務に関すること。</u>	(1) 総務に関すること。
(2) 秘書に関すること。	(2) 秘書に関すること。
(3) 電子行政推進に関すること。	(3) 財政に関すること。
<u>(4) 広報広聴に関すること。</u>	(4) 管財に関すること。
<u>(5)</u> 地域情報に関すること。	<u>(5) 広報広聴に関すること。</u>
(6) CATVに関すること。	<u>(6) CATV</u> に関すること。
	<u>(7) 行政企画に関すること。</u>
	(8) 行財政改革に関すること。
経営企画課	プロジェクト推進課
(1) 行財政改革に関すること。	(1) 庁舎等建設に関すること。
(2) 財政に関すること。	(2) 公的施設等改革に関すること。
(3) 管財に関すること。 	(3) 電子行政推進に関すること。
(4) 行政企画に関すること。	(4) 地域情報に関すること。
(5) 指定管理者制度に関すること。	(5) その他町長特命に関すること。
地域振興課~会計課 (略)	地域振興課~会計課 (略)
第3条 (略)	第3条(略)

# (附則第2項関係)

現 行	改正
○多可町議会委員会条例	○多可町議会委員会条例
平成17年12月9日条例第203号	平成17年12月9日条例第203号
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。
(1) 総務文教常任委員会 7人	(1) 総務文教常任委員会 7人
総務課、経営企画課、地域振興課、生涯学習課、税務課、会計課、公	総務課、 <u>プロジェクト推進課</u> 、地域振興課、生涯学習課、税務課、会
平委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事務	計課、公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員の所管に関
及び他の常任委員会の所管に属さない事務	する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務
(2) 生活環境常任委員会 7人	(2) 生活環境常任委員会 7人
住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、	住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、
農業委員会の所管に関する事務	農業委員会の所管に関する事務

## 多可町総合計画審議会設置条例 新旧対照表

## (附則第3項関係)

現 行	改正
○多可町総合計画審議会設置条例	○多可町総合計画審議会設置条例
平成18年3月27日条例第2号	平成18年3月27日条例第2号
(庶務)	(庶務)
第7条 審議会の庶務は、 <u>経営企画課</u> において処理する。	第7条 審議会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。